

山陽小野田市農業委員会

第 1 9 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 3 1 年 1 月 1 1 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第76号 農地法第3条 権利の移動

議案第77号 農地法第4条 転用

議案第78号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第79号 現況証明願い

報告第38号 水田埋め立て畑地造成事前申し出について

報告第39号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第80号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第19回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員はありません。それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項は、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願いします。本日の議事録署名委員は11番辻村委員と12番村上委員にお願いします。それでは議事に入ります。 議案第76号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第3条の許可申請は1件です。 議案第76号番号29について議案書をもとに説明いたします。 最初に議案の訂正があります。3ページを御覧ください。図面下側の太線で囲んだ地番〇〇〇の面積が1,313㎡となっておりますが、898㎡の誤りです。訂正し、お詫び申し上げます。それでは説明します。議案書1ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は4,392㎡です。位置図は2ページ、公図は3ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する農用地内の農地です。譲受人の耕作面積は34,640㎡で、自作です。権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したいとの譲受人の要望に、高齢により耕作が困難となった譲渡人が応じたものです。譲受後は水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。 次に現地調査報告をお願いします。なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。
13番	現地調査報告をさせていただきます。1月7日に事務局2名と重永委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。現地の場所は事務局からの説明がありましたので省略いたします。周辺の状況は〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇に挟まれた農用地区域内農地です。申請地の状況は耕作中で〇〇〇の〇〇側が宅地に隣接していますがそれ以外は全て農地と隣接しており、現在は〇〇〇のみ一部で野菜が耕作されていました。譲受人は現状3.4ha耕作中であり農業機械も揃っていることから耕作が可能で、特に問題となる事項はありませんでした。以上で現地調査報告を終

議長 わります。
 何か質問はありませんか。
 (挙手あり)
 どうぞ。

11 番 譲受人は適切に営農をされないと聞くが、この度の申請による農地の取得については適切に営農されるのでしょうか。

局長 営農計画に沿って適切にされるということです。

議長 他に質問はありませんか。
 (挙手あり)
 どうぞ。

9 番 今回の申請地の内 1 筆は〇〇さんの宅地の奥にあるようですが、通作路はあるのですか。

局長 図面上では少し見えづらいですが、宅地の〇側に通路がありますのでそちらを利用して農地へ出入りするようです。

9 番 わかりました。では続いて〇〇〇の角地はなぜ地役権が設定されていないのですか。周辺は設定してありますが。

局長 調査をしてみないとこの場ではわかりません。

議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 76 号番号 29 に賛成の方の挙手を求めます。
 (全委員挙手)
 全員賛成により承認いたします。
 次に議案第 77 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。
 議案第 77 号番号 14 について議案書をもとに説明いたします。議案書 4 ページをご覧ください。申請人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 623 m²です。位置図は 5 ページ、公図は 6 ページ、土地利用図は 7 ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。申請の理由は、申請地は長く休耕状態で今後も耕作の予定がないことから、パネル設置面積 229.86 m²、発電出力 27.5kw の太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの太陽光発電事業を実施するものです。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

13 番 現地調査報告を行います。周辺の状況は国道〇〇号線より〇側に一本入った農地と住宅地が混在する地域となっています。申請地の状況は耕作しておらず保全管理の状態で他は雑種地でした。〇側には住宅が隣接

	しており○側が田、○と○が道路です。図面上は三方が田となっていますが、業者の方の話だと、開発申請で引かかるため今回は申請地のみを転用し今後隣接地も太陽光発電設備を設置する予定となっています。雨水処理は農業用排水路に排水します。汚水は発生しません。埋立はありません。申請地への進入路の位置は図面○○および○○で幅員はそれぞれ4mと2mとなっています。境界については法面と境界杭で確認しました。周辺農地への影響は特に認められないと思います。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第77号番号14に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認いたします。
局長	次に議案第78号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。 今月の農地法第5条の許可申請は5件です。 議案第78号番号70について議案書をもとに説明いたします。 議案書8ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は499㎡です。位置図は9ページ、公図は10ページ、土地利用図は11ページから13ページまでをご覧ください。申請地は、○○○から○へ約○kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。転用目的は、自己用住宅の建設です。申請の理由ですが、申請人は現在アパートに居住していますが、住宅建設資金に目途が立ち、自己用住宅を建設したいとの譲受人の要望に、高齢で農地の管理ができず、後継者もないため耕作も困難な譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 13 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の位置は事務局からの説明がありましたので省略いたします。周辺の状況は住宅地に農地が点在していました。申請地の状況は保全管理中で長らく耕作された形跡はありませんでした。○と○側が住宅に接しており、○と○側は道路と接していました。雨水処理は排水路に放出及び溜枡で処理します。汚水は合併浄化槽で処理します。埋立法面の処理は○側のみ擁壁及び土羽で処理します。申請地への進入路の位置は図面○側と○側で幅員は4mです。周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。境界は境界杭及び既設構造物で確認しています。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長	何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 7 8 号番号 7 0 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手)
	全員賛成により承認いたします。次に番号 7 1 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 7 8 号番号 7 1 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 8 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 410 ㎡です。位置図は 1 4 ページ、公図は 1 5 ページ、土地利用図は 1 6 ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇から〇へ約〇 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請の理由ですが、申請者は不動産業を営んでおり、周辺が閑静な住宅地であることから需要が見込まれるため、宅地造成を行いたいとの譲受人の要望に、高齢で農地の管理ができず、後継者もいないため耕作も困難な譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
13 番	現地の位置については事務局からの説明がありましたので省略いたします。周辺の状況としてはこの前件の土地に隣接した土地となります。したがって〇と〇が住宅に隣接し、〇と〇が道路と接しています。同様に保全管理中で長らく耕作された形跡はありませんでした。雨水処理は既存の排水路へ自然流下、汚水に関しては合併浄化槽を設置します。埋立法面の処理は埋立を行わないためありません。進入路の位置は図面〇側で幅員は 4m です。周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。境界は境界杭で確認できています。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 7 8 号番号 7 1 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手)
	全員賛成により承認いたします。次に番号 7 2 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 7 8 号番号 7 2 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 8 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 822 ㎡です。位置図は 1 7 ページ、公図は 1 8 ページ、土地利用図は 1 9 ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇から〇へ約〇 k m に位置する都市計画法に定められ

た用途地域内の第3種農地です。転用目的は、宅地分譲です。申請の理由ですが、申請者は不動産業を営んでおり、周辺が閑静な住宅地であることから需要が見込まれるため、宅地分譲を行いたいとの譲受人の要望に、遠隔地に居住し、農地の管理ができず、また、耕作も困難な譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

13 番 申請地の位置については事務局から説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は住宅に交じって農地が点在していました。申請地の状態は長らく耕作をしておらず半ば雑種地化していました。雨水処理に関しては自然流下で既存排水路に排水し、汚水に関しては合併浄化槽を設置します。埋立法面の処理は埋立をしないためありません。申請地への進入路の位置は図面○側で幅員は4m以上あります。周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響ありません。境界は境界杭で確認できています。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第78号番号72に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認といたします。次に番号73について事務局の説明を求めます。

局長 議案第78号番号73について議案書をもとに説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は520㎡です。位置図は20ページ、公図は21ページ、土地利用図は22ページをご覧ください。

申請地は、○○○○○から○○へ約○○kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。転用目的は、資材置場の設置です。申請の理由ですが、申請者は建築業を営んでおり、現在の資材置場が手狭な上、事業も拡張したため、新たな資材置場を設置したいとの借受人の要望に、すでに農地として利用しておらず、今後も耕作の予定がない貸付人が応じたものです。契約の種別は、使用貸借となっております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。なお、本件は、貸付人が平成10年に相続により所有権を引き継いだ際に、すでに埋め立てられており、固定資産税も雑種地として課税されていたため、農地法の手続きが必要であるとの認識がなかったが、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

13 番	現地の位置につきましては事務局からの説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は○側が道路で○と○側が住宅地で○側にはコンクリートの水路がありました。申請地の状況は事務局からの説明もありましたように既に雑種地化しており耕作はされていません。雨水処理は自然流下で側溝に排水します。汚水に関しては発生しません。埋立も行いません。申請地への進入路の位置は図面○側で幅員は約 5m です。周辺農地への取水・排水及び進入路の影響はありません。境界は境界杭で確認できています。以上の事から特に問題はないと思います。これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 7 8 号番号 7 3 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認といたします。 次に番号 7 4 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 7 8 号番号 7 4 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 8 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書に記載のとおりです。地目は田、面積は 1,660 m²です。位置図は 2 3 ページ、公図は 2 4 ページ、土地利用図は 2 5 ページ及び 2 6 ページをご覧ください。申請地は、○○○○○から○○へ約○○k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。転用目的は、宅地分譲です。申請の理由ですが、申請者は不動産業を営んでおり、周辺が閑静な住宅地で需要が見込まれることから、宅地分譲を行いたいとの譲受人の要望に、後継者もなく経営規模を縮小したい譲渡人が応じたものです。契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。なお、本件は、開発行為と同時施行となります。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
7 番	現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。1 月 7 日に事務局 2 名と森田委員、私の 4 名で現地調査を行いました。周辺の状況は○○○○○の○○になり、以前は水田であったと思いますが、現在は周辺を宅地に囲まれています。申請地は周辺の宅地より 50 c m 程度低いため、埋立を行って同レベルにするそうです。申請図面の○側は住宅地となっていますし、現在建設中の住宅もあります。雨水に関しては溜枡で道路側溝へ流します。汚水に関しては公共下水で処理します。法面の処理は芝張りで法面の土砂の流出を防止します。周辺農地の取水、排水及び進入路への影響はありません。境界は境界杭と畦畔等で確認できています。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ
9 番 局長	これは1年前にも転用が出ていたと思いますがどうですか。 昨年在先ほどの説明で出てきた○側が宅地造成するということで申請が出ておりました。それから1年ほど期間が空いておりますので開発の許可が必要となる合わせて3000 m ² は下回っています。
9 番 局長	開発行為は1000 m ² を超えるものではないのですか。 開発行為は1000 m ² を超えるものは届出で3000 m ² を超えるものは許可が必要となっています。
議長	他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第78号番号74に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認いたします。 次に議案第79号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。
局長	今月の「現況証明願い」は1件です。 議案第79号番号20について議案書をもとに説明いたします。 議案書27ページをご覧ください。申請者、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は352 m ² です。位置図は28ページ、公図は29ページをご覧ください。申請地は、○○○○○から○へ約○○km、農用地外にあります。本件は、約50年前に実施された国道○○号の拡幅工事の際に当該工事施工者により埋め立てられ、駐車場として利用されて現在に至っております。すでに農地性は無く、今後も農地としての利用は不可能なため、非農地証明に至ったものです。
議長 7 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の位置につきましては事務局からの説明がありましたので省略させていただきます。先ほど事務局から説明がありましたように、現在アスファルトが敷かれており、白線も引いてある事から、長年使用されているものと思います。そのため既に農地性はありません。以上で現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。ないようでしたらこれより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により、議案第79号番号20については承認されました。 次に報告第38号「水田埋め立て畑地造成事前申し出」について事務局の説明を求めます。
局長	今月の水田埋め立て畑地造成事前申し出は2件です。

	報告第38号番号11について議案書をもとに説明いたします。 議案書30ページをご覧ください。申出人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は1,037㎡です。位置図は31ページ、公図は32ページ、土地利用図等は33ページをご覧ください。 申出地は、〇〇〇〇〇から〇へ約〇〇km、農用地外にあります。 本件は、上流溜池放水の際に冠水するため水田に適さないことから、畑地にして野菜を栽培しようとするものです。
議長 7番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。申請地の状況は周辺より一段低くなっており大雨が降ると数日間は水が引かず、排水が困難な状況となっているようです。そのため15cm程度の盛り土を行い畑地として野菜を栽培するとのこと。雨水の処理は溜枡で既存の水路に放出し、汚水は発生しません。埋立法面の処理は土羽で周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。境界については境界杭及び畦畔等で確認できています。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ
11番	少し教えてほしいのですが、畑地にするとのことですが、期限が設けられているのですか。地目の変更の期限のことです。
局長	地目の変更はおそらくされないと思います。
11番	盛り土をして造成するのではないですか。
局長	造成は農地転用であれば2年間となっていますが、今回の場合は5年間でどこか工務店から残土をいただいて埋立を行う計画となっています。届出のため、特に期間の制限はありません。ただ、宅地造成を目的とした埋立は認められません。
11番	わかりました。
議長	他にありませんか。無いようでしたら議案38号番号11の審議を終わります。 次に番号12について事務局の説明を求めます。
局長	報告第38号番号12について議案書をもとに説明いたします。議案書30ページをご覧ください。申出人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は719㎡の内79㎡です。位置図は34ページ、公図は35ページ、土地利用図等は36ページをご覧ください。申出地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、農用地内にあります。本件は、市道と普通河川に挟まれ狭隘であることから、畑地にして柑橘類を栽培しようとするものです。

議長 7 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略いたします。周辺の状況は基盤整備が完了している水田地帯でした。申請地の状況は市道と約 1 m 高低差があり、図面にも出ていますが三角の幅の広い方の角まで行きますとガードレールがあります。申請地の斜線が入っている方の西側の端までガードレールがありません。高低差があり車の通行が危険だということで、申請地へ柑橘類を植えて管理するようです。申請地そのものは 7 1 9 m²ありますがその中の 7 9 m²を埋立し、南側に農機具通路を確保し、水田の管理に使用するようです。畑地造成なので汚水は発生しません。周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。境界は畦畔等で確認できています。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
9 番	この細長い 1 筆は道路のところまであるのですか。
局長	その通りです。しかしそこは畦畔といいますか、法面です。
議長	他にありませんか。無いようでしたら報告第 3 8 号番号 1 2 の審議を終わります。 次に報告第 3 9 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 3 件です。 報告第 3 9 号番号 1 1 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 3 7 ページをご覧ください。貸付人・借受人及び土地の表示等は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 859 m²の内 234 m²です。 位置図は 3 8 ページ、公図は 3 9 ページ、土地利用図等は 4 0 ページをご覧ください。申出地は、〇〇〇〇から〇へ約〇〇 k m、農用地内にあります。本件は、公共事業「普通河川〇〇〇河川災害復旧工事」に係る仮設道路の設置に伴う通知です。事業終了後、原形復旧されます。
議長 7 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の位置につきましては事務局からの説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は〇〇の〇〇地区になります。〇〇〇〇〇〇の横に位置する水田です。河川は〇〇市との境にある河川となります。昨年大雨で河川が氾濫し、水路の確保が困難ということで先ほど説明がありましたように復旧工事を行います。工事終了後は現況復旧されます。工事期間は平成 3 1 年 3 月末までとなっています。そのため今年の耕作には間に合う予定です。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長	何か質問はありませんか。無いようでしたら報告第39号番号11の審議を終わります。次に番号12について事務局の説明を求めます。
局長	報告第39号番号12について議案書をもとに説明いたします。 議案書37ページをご覧ください。貸付人・借受人及び土地の表示等は議案書記載のとおりです。地目は田及び畑、面積は645㎡の内241㎡です。位置図は41ページ、公図は42ページ、土地利用図等は43ページをご覧ください。申出地は、〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、農用地外にあります。本件は、公共事業「普通河川〇〇〇河川災害復旧工事」に係る仮設道路の設置に伴う通知です。事業終了後、原形復旧されます。
議長 7番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の位置につきましては事務局からの説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は〇〇地区になります。先件と同様に昨年の大雨で河川が氾濫し、水路の確保が困難ということで復旧工事を行います。工事終了後は現況復旧されます。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。無いようでしたら報告第39号番号12の審議を終わります。次に番号13について事務局の説明を求めます。
局長	報告第39号番号13について議案書をもとに説明いたします。議案書37ページをご覧ください。貸付人・借受人及び土地の表示等は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は2,459㎡の内232㎡です。位置図は44ページ、公図は45ページ、土地利用図等は46ページをご覧ください。申出地は、〇〇〇〇〇から〇へ約〇〇km、農用地内にあります。本件は、公共事業「普通河川〇〇〇河川災害復旧工事」に係る仮設道路の設置に伴う通知です。事業終了後、原形復旧されます。
議長 7番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の位置につきましては事務局からの説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は〇〇地区になります。こちらも同様に昨年の大雨で河川が氾濫し、水路の確保が困難ということで復旧工事を行います。今年3月末の工事終了後は現況復旧されます。以上のことから特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。無いようでしたら報告第39号番号13の審議を終わります。 次に報告第40号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号103から105までの3件、6筆で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ
9 番 局長	〇〇さんは全て辞めるのか。 この後の農用地利用集積計画で出てきますが、〇〇〇〇〇が集積を行います。
9 番	わかりました。では一番下の〇〇さんのところは売って宅地を作るのではありませんか。
局長	ここは合意による解約ということしか把握できておりません。
9 番	宅地開発をするときには先に契約を解除するのですか。
局長	ここは農用地区域内農地ですので宅地造成はできません。
9 番	場所はどの辺りになりますか。
局長	〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の東側になります。ずっと奥に行くと〇〇牧場があります。
9 番	わかりました。
議長	他に無いようでしたら報告第 40 号の審議を終わります。 次に、議案第 80 号「農用地利用集積計画（案）」について、事務局の説明を求めます。
局長	議案第 80 号農用地利用集積計画（案）について説明します。 山陽小野田市長より平成 30 年 12 月 26 日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められております。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は整理番号 1 番から 19 番までの 19 件、42 筆、58,813 ㎡でございます。ご審議の程お願いします。
議長	質問はありませんか。ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により、議案第 80 号は承認とします。 以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。 次に、第 13 区の農地利用最適化推進委員の選考に係る選考委員会の開催について協議します。 第 13 区の農地利用最適化推進委員につきましては、現在、募集を行っております。現時点で 1 名の申込みがあったと事務局から報告がありました。募集期間は 1 月 15 日までとなっております。 農地利用最適化推進委員の委嘱に当たり、申込者の適否を判定するため、農地利用最適化推進委員選考委員会を開催することとします。 選考委員会は設置要綱第 3 条の規定により、会長、会長職務代理者、農政部会長、農業委員 2 人及び事務局長により構成されます。 農業委員 2 人の選任につきましては、先例により会長の指名にご一任

願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、森田委員と前島委員をお願いします。

選考委員会の日程は、1月25日(金)の午前11時から「厚狭公民館2階団体企画室」で開催しますので、ご出席ください。

局長

次回の現地調査は、2月5日(火)午前9時から、田中委員、梶田委員をお願いします。第20回総会は、2月12日(火)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長

以上をもちまして第19回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

閉会 14時30分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
1 1 番委員

議事録署名委員
1 2 番委員